

名古屋工業大学ごきそ技術士会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会の目的は、次の通りとする。

- ①会員の技術の研鑽を図り、地域社会に貢献し、社会の発展に寄与する。
- ②会員組織をあげて、名古屋工業大学および名古屋工業会と連携協力し、その発展に寄与する。
- ③会員相互の連携を図り、親睦を深める。

(名称)

第2条 本会の名称は、名古屋工業大学ごきそ技術士会とする。

2 略称は、ごきそ技術士会もしくは名工大技術士会とする。

(所在地)

第3条 本会の事務局の所在地は、事務局長の居住地に置く。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は技術士または技術士制度に関心のある者とする。

①正会員

正会員は、技術士法第31条第1項による登録を受けた者で、名古屋工業会に入会資格を有する者

②準会員

準会員は、正会員に準ずる者で、技術士補(技術士法第31条第2項)、修習技術者、これから技術士を目指す者、技術士制度に関心のある者

③特別会員

特別会員は、名古屋工業大学教職員で本会の主旨に賛同した者

④賛助会員

賛助会員は、本会の主旨に賛同し、活動の支援を行う法人及び個人

(入退会)

第5条 入会希望者は、事務局に電子メールにて申し込む。

2 退会希望者は事務局長に電子メールにて申し込む。

3 事務局とのメールが不通になった場合、退会届がでたものとみなし、自動退会とする。

第3章 事業及び組織

(事業)

第6条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①会員の継続研鑽に関する講演会、研究会、交流会、見学会等の事業
- ②名古屋工業大学の教育の場等において、会員の実務経験に基づく教育研究支援事業
- ③学生、卒業生および修習技術者に対する技術士資格の取得に関する支援事業
- ④名古屋工業会が行う事業への協力・支援
- ⑤日本技術士会や他の大学技術士会が行う事業への協力・支援
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(地域活動)

第7条 事業を円滑に実施するため、地域単位で支部をつくることができる。

2 支部活動は、全会員に周知し開放することを原則とする。

(委員会)

第8条 事業実施のため、本部または支部に、各種委員会、ワーキンググループ等を設置することが出来る。

2 責任者は、構成員の互選により定め、適宜担当者を置くことができる。

第4章 役員

(本部役員)

第9条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。

- ・会長(定数1)は、本会を代表し会務を総括する。
- ・副会長(定数8以下)は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ・事務局長(定数1)は、本会事務全般の統括・運営をする。
- ・事務局次長(定数1)は、事務局長の職務を補佐する目的で、総会で選出された幹事の中から必要に応じて役員会の判断で選任することができる。
- ・幹事(定数15以下)は、本会全般の統括・運営をし、会計、企画、広報他の担当を置く。
- ・監事(定数2以下)は、本会の会計監査をする。監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。
- ・顧問(定数2以下)は、本会の発展に寄与した人を任命出来る。また本会の運営全般に対し、幹事会に出席して意見を述べるができる。

(役員を選任)

第10条 役員は総会で選出する。

第5章 会議

(会議)

第11条 本会の意志決定機関としての会議は、総会、幹事会とし、議長はその都度選出する。

(総会)

第12条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回開くものとする。
- 3 臨時総会は、幹事会で必要と認められた時に開くことができる。
- 4 定時総会は、当期の事業計画、事業報告、決算、予算等の必要事項について審議する。
- 5 総会は、会長がこれを招集するものとする。
- 6 総会の議決は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 7 欠席者は、議決権を出席者に委任したものと見なす。

(幹事会)

第13条 幹事会は定例幹事会及び臨時幹事会とする

- 2 定例幹事会は、毎年2回開くものとする。
- 3 臨時幹事会は、会長・副会長が必要と認められた時に開くことができる。
- 4 幹事会は、次の事項を処理する。
 - (1)総会に付議する事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)日常的な会の運営に関する事項
 - (4)その他必要事項

第6章 会費及び会計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 会費は設けない。

2 本会が大規模な事業を実施する際には、その事業に参加する会員に対して按分の負担を求める場合がある。

(経費)

第16条 例会等に要する経費は、参加費その他をもってこれに当てる。

第7章 運営管理

(連絡通信手段)

第17条 本部及び各支部からの会議・行事等の開催案内，本会内の連絡は電子メールを用いることを原則とする。

2 会員は，入会時に自己の電子メールアドレスを登録するものとする。

3 電子メールアドレスはメーリングリストにて管理し，本会の活動以外には使用しない。

(例会等)

第18条 例会として，講演会，研究会，研修会，シンポジウム，ワークショップ，交流会，見学会等を行う。

2 例会等開催に要する費用は，その都度参加費をもって充当する。

(会則の改廃)

第19条 この会則は，総会において，出席した会員の三分の二の同意をもって改廃することができる。

附則

1 この会則は，設立総会の日（平成22年6月26日）から適用する。

2 2021年5月15日，第3条，第5条，第9条，第15条を改正。